第　　号

令和　　年　　月　　日

所在地	
名称	
代表者氏名	殿

税務署長
財務事務官

㊞

特定退職金共済団体に関する 承認／変更承認 申請の却下通知書

から令和　　年　　月　　日付でされた特定退職金共済団体に関する 承認／変更承認 申請については、以下の理由により、　　の退職金共済規程が所得税法施行令第73条第１項及び第２項に規定する要件に該当しないので、これを却下します。

（処分の理由）

（規格Ａ４）

02.06 改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1　使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2　記載要領

項　　目	記　　載　　要　　領
標題及び本文の「承認　変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和　年　月　日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該当条項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第２項」の部分を抹消する。
処分の理由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教示	「･･･３月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。